

【 投 薬 】

702 セレコキシブ錠（慢性疼痛等）の算定について

《令和7年10月31日》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名に対するセレコキシブ錠（セレコックス錠等）の算定は、原則として認められる。

なお、1日の使用量は、原則として200mgまで認められる。

- (1) 慢性疼痛
- (2) 痛風

- ② 腰椎捻挫に対するセレコキシブ錠（セレコックス錠等）の算定は、原則として認められる。

なお、1日の使用量は、原則として400mgまで認められる。

- ③ 癌性疼痛に対するセレコキシブ錠（セレコックス錠等）の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

セレコキシブ錠（セレコックス錠等）は、COX-2阻害作用によりロキソプロフェン及びインドメタシンと同程度の抗炎症・鎮痛作用を示す薬剤であり、疼痛を伴う上記①から③の傷病名に有用である。

以上のことから、上記①から③の傷病名に対する当該医薬品の算定は、原則として認められると判断した。

なお、①の傷病名に対しては、添付文書*の「変形性関節症、腰痛症、肩関節周囲炎、頸肩腕症候群、腱・腱鞘炎」に対する用量に準じ原則として1日200mgまで、②の腰椎捻挫に対しては、添付文書*の「手術後、外傷後並びに抜歯後の消炎・鎮痛」に対する用量に準じ原則として1日400mgまでが妥当な使用量と判断した。

また、癌性疼痛の1日の使用量については、個々の症例ごとに判断することとする。

※【セレコックス錠の用法及び用量】

〈変形性関節症、腰痛症、肩関節周囲炎、頸肩腕症候群、腱・腱鞘炎〉

通常、成人にはセレコキシブとして1回100mgを1日2回、朝・夕食後に経口投与する。

〈手術後、外傷後並びに抜歯後の消炎・鎮痛〉

通常、成人にはセレコキシブとして初回のみ400mg、2回目以降は1回200mgとして1日2回経口投与する。なお、投与間隔は6時間以上あけること。

頓用の場合は、初回のみ400mg、必要に応じて以降は200mgを6時間以上あけて経口投与する。ただし、1日2回までとする。